

X 工場排水指導等

1	特定事業場	X- 1
2	監視・指導状況	X- 2
3	水質加算使用料に係る水質調査結果	X- 8
4	水質管理講習会の開催	X- 8

1 特定事業場

令和6年度末の特定事業場数は、664事業場であった。特定施設別の事業場数、排水量及び除害施設設置事業場数を表-1に示す。

表-1 特定施設別特定事業場数

特定施設番号	業種	事業場数	合計排水量 [m ³ /日]	除害施設設置 事業場数			
1.2	畜産農業またはサービス業	4	654	0			
2	畜産食料品製造業	5	415	2			
3	水産食料品製造業	15	694	4			
4	野菜・果実の保存食料品製造業	6	148	1			
5	味噌・醤油・食酢製造業	6	21	0			
7	砂糖製造業	2	548	2			
8	製あん業	6	68	0			
10	飲料製造業	9	60	0			
11	動物系資料または有機質肥料の製造業	1	1	1			
12	動植物油脂製造業	0	0	0			
16	めん類製造業	14	236	1			
17	豆腐又は煮豆製造業	13	194	1			
18.2	冷凍調理食品製造業	0	0	0			
19	紡績業・繊維製品製造業若しくは加工業	4	6	0			
23.2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	13	154	2			
24	化学肥料製造業	1	8	0			
26	無機顔料製造業	1	90	1			
27	無機化学工業製品製造業	10	1,155	7			
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	1	3	0			
33	合成樹脂製造業	1	3	1			
38	石鹼製造業	1	19	1			
40	脂肪酸製造業	1	131	1			
51	石油精製業	1	2	1			
51.2	タイヤ・チューブ・工業用ゴム製品製造業	4	13	1			
53	ガラス製品製造業	2	28	1			
54	セメント製品製造業	2	29	2			
55	生コンクリート製造業	3	4	1			
61	鉄鋼業	2	79	2			
62	非鉄金属製造業	2	148	2			
63	金属製品又は機械器具製造業	7	333	3			
64.2	水道施設	5	59	4			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	31	746	17			
66	電気めっき施設	21	1,477	19			
66.3	旅館業	1	247	0			
66.5	弁当製造業	6	547	3			
66.6	飲食店	25	2,171	4			
67	洗濯業	67	686	12			
68	写真現像業	15	15	0			
68.2	病院	24	5,472	14			
69	と畜業・へい獣取扱業	1	265	1			
69.2	卸売市場	1	127	0			
70.2	自動車特定整備業	10	120	10			
71	自動式車両洗浄施設	253	1,252	251			
71.2	科学技術に関する研究等を行う事業場	48	3,240	16			
71.3	一般廃棄物処理施設	4	783	3			
71.4	産業廃棄物処理施設	7	1,004	5			
71.5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	9	0			
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	312	4			
DXN 2	アセチレン洗浄施設	0	1	0	3	0	0
DXN 15	廃棄物焼却炉のガス処理施設及び灰の貯留施設	2	6	168	787	1	4
DXN 16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設及び分離施設	0	1	0	58	0	1
合計		664	23,940	402			

注1) DXN2, 15, 16はダイオキシン類に係る特定施設番号

注2) ダイオキシン類に係る事業場数及び排水量については、左欄がダイオキシン類に係る特定施設のみを有する事業場数及び排水量で、右欄（網掛け）が水質汚濁防止法に基づく特定施設も合わせて有する事業場数及び排水量を表している。

注3) 合計排水量の値については、それぞれ小数点以下を四捨五入している。

2 監視・指導状況

(1) 監視事業場に対する立入及び採水の実施状況

令和6年度の監視状況(立入回数、採水回数、検体数及び項目数)を処理区別に表-2に示す。

表-2 処理区別立入及び採水実施状況

処理区	立入回数	採水回数	検体数	項目数
新町	27	69	79	449
日明	58	185	245	1,701
曾根	17	48	68	867
皇后崎	33	81	86	906
北湊	69	128	171	1,010
全処理区	204	511	649	4,933

(2) 行政指導の区分及び排除基準

排除基準違反に対する行政指導の区分は図-1に、下水道への排除基準を表-3に示す。

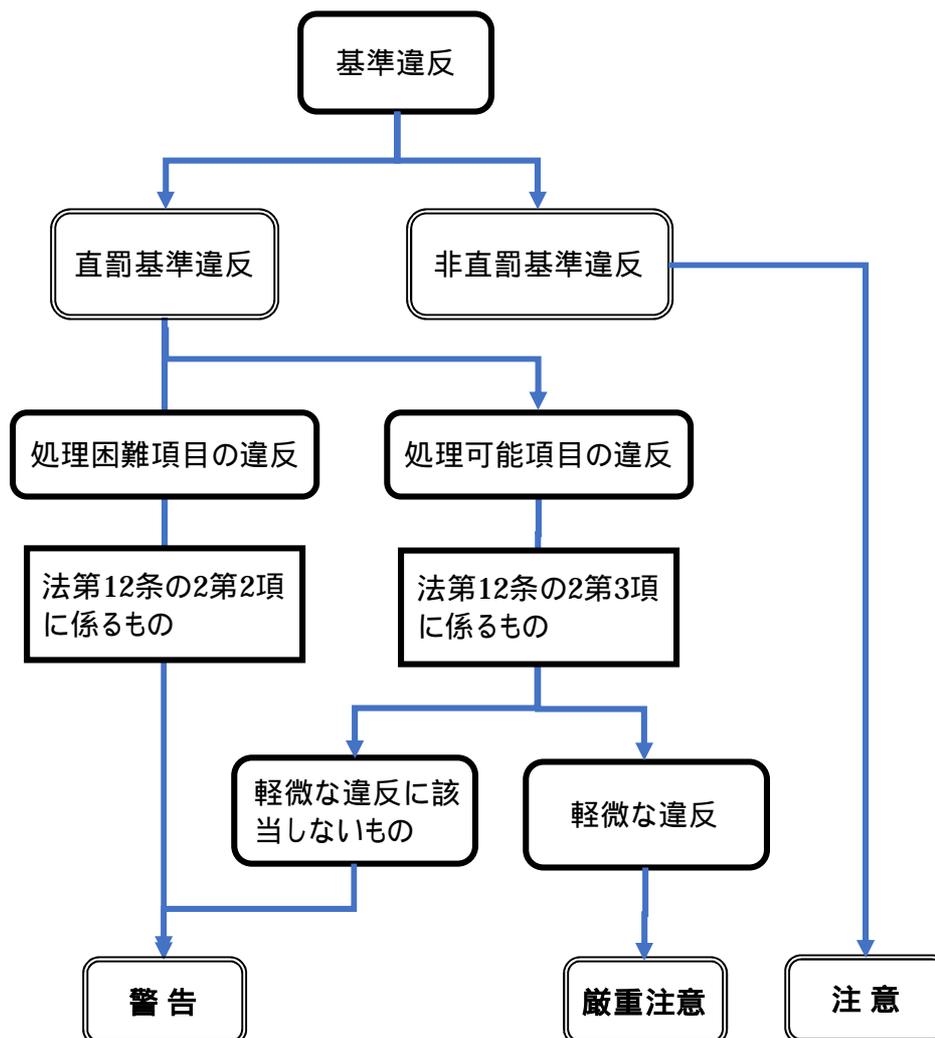


図-1 基準違反に対する行政指導区分

表-3 公共下水道に排除される下水の水質基準

物質名又は項目	対象 排水量	特 定 事 業 場					特定事業場以外の工場・事業場		
		50m ³ /日未満		50m ³ /日以上			1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	5000m ³ /月 以上
		1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	5000m ³ /月 以上			
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下					0.03 以下		
	シアン化合物	1 以下					1 以下		
	有機燐化合物	1 以下					1 以下		
	鉛及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下		
	六価クロム化合物	0.2 以下					0.2 以下		
	砒素及びその化合物	0.1以下					0.1 以下		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下					0.005 以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと					検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下					0.003 以下		
	トリクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下		
	テトラクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下		
	ジクロロメタン	0.2 以下					0.2 以下		
	四塩化炭素	0.02 以下					0.02 以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下					0.04 以下		
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下					1 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下					0.4 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下					3 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下					0.06 以下		
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 以下					0.02 以下		
	チウラム	0.06 以下					0.06 以下		
	シマジン	0.03 以下					0.03 以下		
	チオベンカルブ	0.2 以下					0.2 以下		
	ベンゼン	0.1 以下					0.1 以下		
	セレン及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下		
	ほう素及びその化合物	10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)					10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)		
	ふっ素及びその化合物	8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)					8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)		
	1,4-ジオキサン	0.5 以下					0.5 以下		
	ダイオキシン類	10 以下					10 以下		
生活環境項目	フェノール類	5 以下		5 以下			5 以下		
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下			3 以下		
	亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下		
	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1500**以下	1500以下	—*	1500 以下	600 以下	—*	1500 以下	600 以下
	浮遊物質質量(SS)	—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下
	水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下	5以上 10.5以下	5以上 9以下	5 以上10.5 以下		5以上 9以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下	
動植物油脂類	—***	150 以下	—***	150 以下	30 以下	—***	150 以下	30 以下	
窒素含有量	—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下	
燐含有量	—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下	
温度(°C)	45 未満		45 未満			45 未満			
沃素消費量	220 未満		220 未満			220 未満			

(注意)

1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。
2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。
3. [] は、直罰に係る水質基準である。

* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合

** 上記*以外の汚水の場合

*** 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

(3)排除基準違反

令和6年度は、排除基準のある延べ 4,156項目について水質検査を行った。そのうち、違反に係るものは12項目(違反率としては 0.3%)であった。表-4に項目別違反状況を示す。違反事業場(延べ10 事業場)に対する措置として行った行政指導は、文書指導 10 件(警告2件、注意(嚴重注意を含む。))8件であった。表-5に文書指導を実施した違反業種を示す。

表-4 項目別違反状況

項目	測定数	違反数	違反率%
カドミウム及びその化合物	85		
シアン化合物	106		
鉛及びその化合物	152		
六価クロム化合物	71		
砒素及びその化合物	81		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	158		
アルキル水銀化合物	1		
ポリ塩化ビフェニル	3		
トリクロロエチレン	82		
テトラクロロエチレン	82		
ジクロロメタン	74		
四塩化炭素	74		
1,2-ジクロロエタン	74		
1,1-ジクロロエチレン	74		
シス-1,2-ジクロロエチレン	74		
1,1,1-トリクロロエタン	82		
1,1,2-トリクロロエタン	74		
1,3-ジクロロプロペン	74		
ベンゼン	78		
セレン及びその化合物	31		
ほう素及びその化合物	106		
ふっ素及びその化合物	129	1	0.8
1,4-ジオキサン	57		
ダイオキシン類	8		

項目	測定数	違反数	違反率%
銅及びその化合物	107		
亜鉛及びその化合物	116	1	0.9
鉄及びその化合物(溶解性)	20		
マンガン及びその化合物(溶解性)	6		
クロム及びその化合物	129	1	0.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	371	3	0.8
浮遊物質(SS)	390		
水素イオン濃度(pH)	630	2	0.3
ノルマルヘキサン 抽出物含有量	45	1	2.2
動植物油脂類	240	1	0.4
窒素含有量	127		
燐含有量	106		
温度(℃)	26	2	7.7
沃素消費量	13		
合計	4,156	12	0.3

表-5 文書指導した事業場の業種

業種	採水年月日	違反項目	測定値	基準値
洗濯業	R6.4.5	水素イオン濃度(pH)	10.6	5~10.5
		温度	53.4	45
		鉱油類	21	20
医療業	R6.5.16	水素イオン濃度(pH)	9.3	5~9
	R6.7.5	生物化学的酸素要求量	970	600
	R6.8.2	温度	48.5	45
	R7.2.12	動植物油脂類	59	30
電気めっき業	R6.8.26	クロム及びその化合物	3.8	2
食料品製造業	R6.9.20	生物化学的酸素要求量	1,800	1,500
	R6.9.24	生物化学的酸素要求量	1,900	1,500
金属製品製造業	R6.11.8	亜鉛及びその化合物	4.2	4(暫定基準)
産業廃棄物処分業	R7.1.17	ふっ素及びその化合物	20	8

□ は文書警告を行ったもの。

単位: pH及び温度を除き、全てmg/L

(4)報告状況

令和6年度に行った報告徴収の状況を表-6に示す。なお、報告数のうち、カッコ内は有害物質に関するものである。

表-6 報告徴収状況

報告の種類	回答数等(健康項目)
水質基準違反に対する報告	13(2)
自己測定結果の報告	1,056(518)
水質事故に対する報告	1(0)

(5)特定施設等に関する届出状況

届出総件数は139件であり、詳細を表-7に示す。

表-7 届出状況

届出の種類	届出数
特定施設設置届出書	35
特定施設の構造等変更届出書	13
特定施設使用届出書	0
氏名変更等届出書	43
特定施設使用廃止届出書	37
承継届出書	7
公共下水道使用開始(変更)届出書	1
除害施設新設等計画確認申請書	3
合 計	139

(6)ポンプ場等の水質監視

令和6年5月22日と令和6年11月20日に、事業場排水の監視強化を目的として曾根処理区のポンプ場及び主要幹線における水質調査を実施した。曾根処理区の管路系統を図-2に示し、水質分析結果を表-8及び表-9に示す。

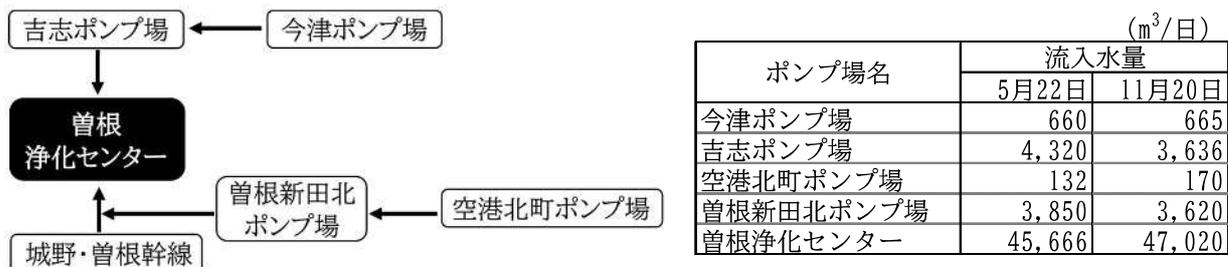


図-2 処理区の管路系統

表-8 水質分析結果(令和6年5月22日採水分)

	曽根浄化センター	吉志ポンプ場	今津ポンプ場	曽根新田北ポンプ場	空港北町ポンプ場	城野・曽根幹線	下水排除基準	定量下限値	単位
調査年月日	R6.5.22	R6.5.22	R6.5.22	R6.5.22	R6.5.22	R6.5.22	5,000m ³ /月以上		
採水時間	9:11	9:41	9:21	9:51	9:24	10:34			
カドミウム及びその化合物	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.03以下	0.003	mg/L
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
有機リン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	0.005	mg/L
六価クロム化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.2以下	0.05	mg/L
砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1以下	0.005	mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	0.0005	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
ジクロロメタン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	0.02	mg/L
四塩化炭素	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	0.04	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	0.3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	0.006	mg/L
1,3-ジクロロプロパン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002	mg/L
チラム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	0.006	mg/L
シマジン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下	0.003	mg/L
チオベンカルブ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	0.02	mg/L
ベンゼン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
セレン及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	0.005	mg/L
ほう素及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下	0.1	mg/L
ふっ素及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	8以下	1	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	0.05	mg/L
フェノール類	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5以下	0.5	mg/L
銅及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	3以下	0.02	mg/L
亜鉛及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	<0.05	2以下	0.05	mg/L
全Fe	0.77	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	10以下	0.5	mg/L
全Mn	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10以下	0.5	mg/L
クロム及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2以下	0.05	mg/L
生物学的酸素要求量 (BOD)	200	78	77	200	740	160	600以下	1	mg/L
化学的酸素要求量(COD)	120	65	56	120	360	96	-	1	mg/L
浮遊物質(SS)	238	72	90	98	670	150	600以下	1	mg/L
水素イオン濃度(pH)	7.3	7.4	7.3	6.9	8.5	7.3	5以上9以下	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(鉱油類)	<1	3	<1	<1	<1	<1	5以下	1	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(動植物油脂類)	13	9	5	12	19	11	30以下	1	mg/L
窒素	38	31	32	39	94	36	240以下	0.2	mg/L
燐	4.9	2.4	2.9	4.3	8.7	3.5	32以下	0.02	mg/L
温度(℃)	21.9	21.0	21.4	22.5	22.9	21.8	45未満	-	℃
トルエン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
アンチモン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
Ag	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.005	mg/L
ニッケル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
モリブデン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
電導度(μS/cm)	786	569	460	779	1,040	557	-	1	μS/cm
酢酸	20 ^{※1}	5	<1	50	24	13	-	1	mg/L

※1 最初沈殿池流出水の値

表-9 水質分析結果(令和6年11月20日採水分)

	曾根浄化センター	吉志ポンプ場	今津ポンプ場	曾根新田北ポンプ場	空港北町ポンプ場	城野・曾根幹線	下水排除基準	定量下限値	単位
調査年月日	R6.11.20	R6.11.20	R6.11.20	R6.11.20	R6.11.20	R6.11.20	5,000m ³ /月以上		
採水時間	9:10	9:42	9:23	10:19	9:47	10:31			
カドミウム及びその化合物	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.03以下	0.003	mg/L
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
有機リン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	0.005	mg/L
六価クロム化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.2以下	0.05	mg/L
砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	0.005	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	0.0005	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
ジクロロメタン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	0.02	mg/L
四塩化炭素	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.004	mg/L
1,1,1-トリクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	0.1	mg/L
1,1,2-トリクロロエチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	0.04	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	0.3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	0.006	mg/L
1,3-ジクロロプロパン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.002	mg/L
チラム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	0.006	mg/L
シマジン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下	0.003	mg/L
チオベンカルブ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	0.02	mg/L
ベンゼン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	0.01	mg/L
セレン及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	0.005	mg/L
ほう素及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	10以下	0.1	mg/L
ふっ素及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	8以下	1	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	0.05	mg/L
フェノール類	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5以下	0.5	mg/L
銅及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	3以下	0.02	mg/L
亜鉛及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	0.08	0.15	<0.05	2以下	0.05	mg/L
全Fe	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10以下	0.5	mg/L
全Mn	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10以下	0.5	mg/L
クロム及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2以下	0.05	mg/L
生物学的酸素要求量(BOD)	130	95	100	200	590	140	600以下	1	mg/L
化学的酸素要求量(COD)	84	66	72	120	300	92	-	1	mg/L
浮遊物質(SS)	110	75	120	170	710	110	600以下	1	mg/L
水素イオン濃度(pH)	7.4	7.4	7.3	7.2	8.4	7.4	5以上9以下	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5以下	1	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動物油脂類)	9	15	8	15	26	17	30以下	1	mg/L
窒素	34	33	39	52	210	38	240以下	0.2	mg/L
燐	3.5	2.3	3.0	4.2	9.7	2.7	32以下	0.02	mg/L
温度(℃)	22.5	22.0	22.7	23.1	24.1	22.0	45未満	-	℃
トルエン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
アンチモン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
Ag	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.005	mg/L
ニッケル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
モリブデン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	mg/L
電導度(μS/cm)	689	702	563	778	1,030	568	-	1	μS/cm
酢酸	21 ^{*1}	2	1	43	55	35	-	1	mg/L

※1 最初沈殿池流出水の値。

3 水質加算使用料に係る水質調査結果

令和6年度の水質加算使用料に係る予備検査結果及び認定事業場数を表-10に示す。27事業場に対して調査を行い、うち7事業場が BOD、COD、SS のいずれかが 200mg/L を超え、申告対象となった。なお、上記の水質調査及び自主申告の結果、使用料の加算対象となる事業場はなかった。

表-10 水質加算使用料に係る予備水質調査等結果

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合 計
調査事業場数	2	7	5	4	1	5	3	27
超過事業場数*1	0	3	1	1	0	2	0	7
BOD 超過数	0	3	1	0	0	2	0	6
COD 超過数	0	1	0	0	0	1	0	2
SS 超過数	0	1	0	1	0	0	0	2
加算認定事業場数*2	0	0	0	0	0	0	0	0

*1 スクリーニングのため行った水質検査結果で、BOD、COD、SS のいずれかが 200mg/L 以上の事業場

*2 令和6年度、使用料の加算対象となった事業場数

4 水質管理講習会の開催

公共下水道への悪質下水の排除を未然防止する観点から、法令遵守や排水処理技術などについての啓発を目的として、水質管理講習会を毎年開催している。令和6年度は、11月7日に開催した。

参加者は27事業場39名で、下水道の法規制や維持管理について講義を行った。

令和6年度水質管理講習会

